

## 四街道市福祉作業所指定管理者募集要項

四街道市福祉作業所の指定管理者を募集します。

### 1 施設の設置目的

本施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の地域活動支援センターⅢ型として、障害者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るため、設置しています。

### 2 施設の概要

(1) 施設の名称 四街道市福祉作業所

(2) 施設の所在地 四街道市物井 1252 番地の 17

※ 施設の規模等については、「仕様書」に記載しています。

### 3 指定管理者が行う管理の基準

管理に当たっての基本的事項は、次のとおりとしますが、提案に当たっては、当該事項（(1)、(2)、(3)に限る。）の効果的な変更も、事業計画の企画提案の対象となります。

#### (1) 休所日

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日

ただし、あらかじめ市長の承認を得ることにより、休所日に開所することができます。また、夏季休暇、職員研修等により休所することができるものとしますが、その場合は、あらかじめ市長の承認を得ることとし、期間は原則7日程度とします。また、利用者が通所及び作業所内での活動において危険となるような災害等が発生した場合若しくは発生すると予測される場合、臨時休所できるものとします。

#### (2) 開所時間

午前9時から午後4時半まで

ただし、あらかじめ市長の承認を得ることにより、開所時間以外の時間に開所することができます。

#### (3) 適正な管理運営

施設の設置目的に従い、下記内容を遵守した上で、適正な管理運営を行ってください。

① 利用者の安全性の確保

② 利用者の意思及び人格を尊重した適切な支援

#### (4) 適正な利用の確保

施設の管理運営に当たっては、施設を使用しようとする者に不当な差別的取扱い

がなされないよう適正な利用を確保してください。

- (5) 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い  
指定管理者に指定された場合は、当市条例、規則及び別途締結する協定書に基づき、必要な措置を実施していただきます。
- (6) 費用の額  
利用者から徴収した費用の額は市の収入となります。
- (7) 関係法令等の遵守  
指定管理者に指定された場合において、施設の管理運営業務を行うに当たっては、次に掲げる関係法令等を遵守する必要があります。なお、次に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守するものとします。
  - ① 地方自治法
  - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
  - ③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
  - ④ 労働基準法
  - ⑤ 四街道市福祉作業所設置及び管理に関する条例及び同施行規則
  - ⑥ 個人情報の保護に関する法律
  - ⑦ 四街道市情報公開条例及び同施行規則
  - ⑧ 四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
  - ⑨ 四街道市暴力団排除条例
  - ⑩ 四街道市行政手続条例
  - ⑪ 消防法その他建築物の管理に関して必要な条例
  - ⑫ その他関係法令等

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲

次に掲げる業務とします。

- (1) 管理運営事業（市からの指定管理料に含まれる業務）
  - ① 施設の維持管理に関する業務
  - ② その他施設の管理運営上市長が必要と認める業務※ 詳細については、別添「仕様書」のとおりとします。
- (2) 自主事業（市からの指定管理料に含まれない業務）
  - ① 施設の設置目的及び利用者のニーズを反映した指定管理者の主催事業
  - ② その他業務

#### 5 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）とします。

## 6 申請者の資格等

- (1) 申請者は、法人その他の団体とし、適格請求書発行事業者の登録を受けている者  
とします。
- (2) 四街道市内において、障害者総合支援法に基づく通所系の事業実績を5年以上有  
し、かつ、応募時点においても安定的な運営を実施している者として  
します。
- (3) 複数の団体での共同による申請の場合は、共同申請をするものの名称を設定し、  
代表となる団体を決め、当該代表となる団体が申請の手続を行うことと  
します。
- (4) 共同申請をするものを構成する一の団体は、他の共同申請をするものを構成する  
一の団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- (5) 申請する団体（法人でない団体にあつては、団体の代表者。以下同じ。）が、地  
方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に  
掲げる事項に該当しない者であることとします。
  - ア この募集要項の公表の日において手形交換所による取引停止処分を受けてか  
ら2年間を経過しない者又は告示の日前6ヶ月以内に手形、小切手の不渡り  
を出した者
  - イ この募集に係る申請の日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の適  
用を申請した者で、同日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が  
されていない者
  - ウ この募集に係る申請の日までに民事再生法（平成11年法律第225号）の適  
用を申請した者で、同日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が  
されていない者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第  
2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- (6) 申請する団体が、四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停  
止措置を、この募集要項の告示の日からこの募集に係る申請の日までの間受けて  
いない者であることとします。
- (7) 申請する団体が、国税（法人税又は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納して  
いない者であることとします。
- (8) 支援者等の大幅な変更による利用者の混乱を最小限にするため、申請する団体に  
おいては、現在の指定管理者である、四街道市社会福祉協議会に雇用されている  
支援員等が継続した雇用を希望する際は、積極的な雇用をお願いします。

## 7 管理運営経費

- (1) 指定管理料（委託料）  
指定期間内の指定管理料総額の限度額213,285千円（消費税及び地方消費  
税を含む）
- ※ 指定管理料は、予算の範囲内で指定管理者と締結する協定書により決定すること

となります。提案額が保障されるものではありません。

(2) 指定管理料（委託料）の支払い

協定書に基づき、四半期ごとに前金払いにより支払います。

(3) 会計管理

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うに当たり、法人等の経理から分離し、別に経理区分を設け、収支を明らかにしてください。

また、専用の口座を開設することとします。

8 指定管理者と四街道市の危険負担

原則として協定書に定めるとおりとします。ただし、協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市と指定管理者が協議の上定めるものとします。

9 申請方法等

(1) 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長に提出してください。

- ① 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する事業計画書（様式1）及び収支予算書（様式2）
- ② 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等及び団体の代表者の身分証明書（市区町村長が発行するもので申請日直前3か月以内に発行されたもの））
- ③ 当該団体の直近の決算期3期分の法人税申告書（別表1・4・5）、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がない者にあつては、これらに類する書類）
- ④ 当該団体のパンフレット等、団体の概要が分かるもの
- ⑤ 申請者の資格を欠いていないことの宣誓書（様式3）
- ⑥ 国税（法人税又は所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

(2) 提出部数

紙ベース 正本1部、副本15部

（副本は複写可。うち1部はクリップどめとし、製本しないもの）とします。

電子データ yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp 宛

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子データとします。持参の場合は、令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は受付をしません。）、郵送の場合は、原則として書留とし、令和5年

8月31日（木）必着、電子データの場合は、令和5年8月31日（木）午後5時必着とします。

(4) 提出先

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市福祉サービス部障害者支援課企画係

(5) 説明会の開催

申請方法、提出書類、今後の日程等について説明会を開催します。

参加人員は1団体につき2人までとし、団体の名称及び参加者の氏名を令和5年8月3日（木）午後5時までにメールにて連絡してください。

- ① 開催日時 令和5年8月4日（金）午前10時から
- ② 開催場所 四街道市役所 障害者支援課2階会議室
- ③ 連絡先 14の問い合わせ先と同じ

(6) 申請に要する経費等

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

(7) 質問事項の受付等

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和5年7月25日（火）～令和5年8月15日（火）12時
- ② 受付方法 質問票（様式4）に記入の上、14の問い合わせ先までFAX又は電子メールで提出してください。
- ③ 回答方法 説明会前日までの質問については、説明会で回答します。説明会後の質問については、FAX又は電子メールにより説明会に出席した団体に令和5年8月22日（火）までに回答します。

(8) その他

- ① 提出された書類等はお返しいたしません（使用は選定評価委員会での選定及び議会での指定に係る手続に限ります）。
- ② 提出された書類は、四街道市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示することがあります。
- ③ 指定に係る議会での審議に必要な情報に限って、応募資料の一部を議会に提供することについて予めご了承ください。

10 選定の基準

指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定する基準は次のとおりです。

- ① 施設の設置目的が達成できること。
- ② 施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- ③ 施設の利用者に対するサービスの維持向上が図られること。

特に、現在の指定管理者である、四街道市社会福祉協議会に雇用されている支

援員等の継続雇用に熱意があること。

- ④ 市民の声が反映される管理が行われること。
- ⑤ 四街道市福祉作業所設置及び管理に関する条例の趣旨等に基づき、施設の効果をいかしながら、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ⑥ 事業計画に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

## 11 選定方法等

### (1) 選定の方法

四街道市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て指定候補者として選定します。選定に当たっては、原則的にヒアリングを行います（ヒアリングの日時及び場所その他必要な事項はヒアリング開催日の1週間前までに連絡します。）。なお指定管理者として適した団体がない場合は、本募集要項による指定候補者は該当がなかったものとします。

また、選定された団体が四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第20号）第6条の規定により選定を取り消されたときは、選定されなかった申請者の中から新たに指定候補者を選定する場合があります。

委員会の審査については、選定の基準に基づく別紙の審査基準を基に委員会が選定する指定候補者を選定します。

### (2) 選定結果

選定の結果については、各申請者に文書で通知します。また、選定結果の公表の際には、事業者名、総得点及び評価項目ごとの得点を四街道市ホームページで公表します。

### (3) 選定後の手續

指定候補者に選定された団体は、四街道市議会における議決を経て、指定管理者として行う業務について本市と協定を締結した後、本施設の指定管理者として指定します。

## 12 引継業務等

本施設の指定管理者として新たに指定を受けた者は、施設の管理運営を円滑に開始するため、管理運営を開始するまでの間に十分な準備を行うとともに、前任の指定管理者から引継ぎを受けるものとします。

管理運営を開始するための準備経費及び引継ぎに要する経費については、前任の指定管理者が引継ぎに要する経費を除き、新たに指定を受けた指定管理者が負担するものとします。

## 13 インボイス制度への対応

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、適格請求書（インボイス）の発行及び保存等の事務に対応すること。交付方法については市と協議を行い決定すること。

14 問い合わせ先

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

四街道市福祉サービス部 障害者支援課 企画係

電話：043-421-6122（直通）FAX：043-424-2011

電子メール：yshogai@city.yotsukaido.chiba.jp